

長野市農業委員会 第 30 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 29 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 35 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男 10 番 村田千代春
11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子 13 番 北村 守
14 番 中島 清 15 番 林部 安壽 16 番 羽田 悟
17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和 19 番 吉原 俊夫
20 番 松田 光平 21 番 酒井 昌之 23 番 和田 修
24 番 北原 幸平
- 4 欠席委員
7 番 鈴木 洋一 22 番 塚田 厚 25 番 北村 正彰
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曾根 明美
係 長 倉島 友美 主 査 駒村貴久美 主 査 酒井 雅宏
主 事 小林來以奈 主 事 岡田 悠希
農業政策課
係 長 市川 和正
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 270 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 271 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 272 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 273 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 274 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 275 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 276 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について
議案第 277 号 非農地決定について
報告第 118 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 119 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 120 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

- 報告第 121 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について
- (2) その他農業委員会業務に係る事項について
- 議案第 278 号 令和 4 年度「県農政部との意見交換会」における意見要旨について
（案）
- 議案第 279 号 県外視察研修について（案）

曾根会長代理 大変暑い中ご苦労さまです。定刻前ですが、全員の方の出席いただきましたのでこれから総会を開催したいと思います。

天気予報を見ると 8 月、9 月は暑い日が続くという予報が出ています。また、農地パトロールがいよいよ開始されるということと、川中島の桃がいよいよ出荷を迎えてピークに向かうということもありますので体調管理をしっかりと、無理のないようにやっていっていただきたいと思います。

第 30 回の総会に出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに、農業委員会憲章ですが、通常でありましたら委員の皆様にご唱和いただくところですが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、委員の皆様は着座のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただ今から第 30 回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は、在任委員 25 名中 22 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。

参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 7 番 鈴木洋一委員、議席番号 22 番 塚田厚委員、議席番号 25 番 北村正彰委員です。では、挨拶をいただきたいと思います。最初に、青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして、皆さんこんにちは。長野市農業委員会会長の青木でございます。第 30 回の総会にお忙しいところ、またお暑い中、日中の厳しい中ご参加いただきましてありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

作柄でございますけど、おかげさまで、果樹研究会という広報の新聞など見ますと、ほとんどの作物がほぼ順調に生育しているということで、今、曾根代理さんからもお話ありましたように、モモとスモモ等については、順調に出荷を開始したと。さらに、値段のほうも比較的いい値段で、既に立ち上がり推移しているということでございます。そういう面においてはこのま

ま、農地への災害等が発生しないよう祈るわけでございますけども、一方で皆さん方、十分にお体に気を付けて、この暑さを乗り切っていただきたいと思います。

皆さんお手元に『農地のつぶやき』のチラシをお配りいたしました。この順序、順番どおりお話しませんですけども、一つは皆さん新聞、それから長野市の広報でもご承知のとおり副市長さんが新しく来られました。松山大貴さん、47歳。今まで東京霞が関の経産省の経験を持つ方で、7月1日から長野市へ。今回、松山新副市長さんが来られて、新副市長さんが2名ですね。2名体制。西澤副市長さん、それから松山さん。

どうもお話聞きますと、業務の割り振りは、経済振興等々について松山さんのほうが主軸になって動かれるということがあります。それを統括するのは荻原市長でございますけども。いずれにしろまた力強い方が来られたということで、私どもとしても大いに期待をしたいというふうに思っております。

それからこれも農業新聞でご承知かと思っておりますけども。長野県の中央会の組合長トップに、JA グリーンの今までの組合長だった神農佳人さんが県の経済連の会長ということになりました。神農さんは JA グリーンで2期やられているベテランなのですが、いずれにいたしましても、日本の農業の実態等々についてはよく理解をされているというふうに私自身は認識しておりますし、県としても非常に適任の方がなられたというふうに私は理解しています。私もたまたま県の役員もしてますんで、時々一緒になりますんで、いろんな意味で情報交換をさせていただきながら、JA サイドとしても、農地等々含めた形での活動支援を求めていくということ、引き続き私のほうからお願いしていきたいというふうに思っております。

それから1ページ目の、令和3年度の農政活動と成果を確認ということでタイトルに書いてありますけども。長野市の農業振興審議会というのがあるんですけども、農業部門は、この振興審議会が7月25日に開催されました。ここの審議委員は、私とそれから北部調査会長の関委員。それから、女性のほうの組織団体で池田委員。この3名が参画をしております。

去年の農政活動の活動実績、それからそれについて、結果どうだったかということについての報告が農業政策課のほうからございました。今日は皆さんのお手元に、これとは別に、長野市農業振興アクションプランについてという、A4の横で、数枚をファイルしております資料、お渡しをしております。これは審議会の会議資料です。ここに、それぞれの目標に対して実績がどうだったかということについて、農業政策課のほうか

らまとめてご報告が出ましたんで、この資料、皆さんのほうでまた見ていただきたいというふうに思っています。

さらに、もう一つのテーマといたしましては、いわゆる農業振興地域の整備の見直しという、これは10年に1回、審議会を中心に検討が行われますけども、令和7年度を起点とした新しい地域整備計画というものを市長から注文がございました。これからまたこの審議会でもこれについても検討してくということになりますので、詳細についてはこの内容を見ていただきたいと思えます。

それから、話は変わりますけども、皆さんもご承知のとおりコロナ、第7波が非常に急激に感染者が増えていることで、県内も昨日、県としても急きょ、感染警戒レベルを、木曾地方以外は全部5ということで、大幅に警戒がランクアップされました。長野市でも一昨日が603名。昨日は513名ですね。新規感染者。513名のうち、10歳未満と10歳台だけで、41パーセント。非常に今、若年層が増えています。

一方、マスコミを見ますと、オミクロン株の派生型で、BA.2.75という、これもまた新しいウイルスなんですけど。これへの、置き換えが進むのではないかと。これはさらに、今よりも3倍ぐらい感染力が高いというようなことで、経済活動の制約のない中での、このコロナの感染力は非常に強いということで、もう既に私どもの活動計画の中にも大きな見直しをせざるを得ないというような状況、出ております。残念ながら私どもの仲間の中でも、感染もしくは濃厚接触者等々の関係で活動の見直しをしなければならんという状況出ています。そんなことで、またあらためて、くれぐれもそれぞれのお立場で感染防止ということで徹底をお願いしたいというふうに思えます。

それから最後になりますけども、いよいよ8月9日、2カ月にわたって農地パトロール、利用状況調査がスタートいたします。いずれにいたしましても、暑い中での作業になります。ただこれが私どもの活動の原点でございますので、非常に大変なときでございますけども、それぞれの資料に基づいて実施していただくよう、よろしく願いいたします。

とりわけ、推進委員、さらには協力員ですね、協力員には1年に、この事業だけでお願いするというような方もおられるかと思えますけども、背景等々含めて、十分ご説明していただいた上で、作業を進めていただくようお願い申し上げます。

今日も経基法を含めて、議題いくつか、盛りだくさんございますんで、効率よく進めていきたいというふうに思っています。

す。そうはいつでも、意見をきちんとお出しただいて、精度の高い議論をお願いしたいと思います。私のほうの報告と挨拶は以上にさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長ありがとうございました。続きまして、本藤事務局長よりご挨拶をお願いします。

本藤事務局長 事務局長の本藤です。よろしく願いします。若干会長と話かぶりますけれど、長野県内におきましては新型コロナ感染者数が2,000人を超えまして、過去最多を更新している中、昨日、県から医療特別警報が出たりとか、感染レベル5というところでございます。長野市といたしましては、国、県と連携しながら、引き続き感染状況に応じた対策を実施し、感染対策と経済活動の両立に向けて全力で取り組んでいくとのことでございます。

委員の皆さまにおかれましては、お一人お一人が状況に応じた適切なマスクの着用、換気など、感染防止対策を徹底するとともに、4回目のワクチン接種に向け、積極的にご検討いただければと思っております。なお、本日の長野市内の感染者数でございますけれど、446名ということでございます。よろしく願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは規定に基づきまして、私、青木が議事進行させていただきますので、ご協力をよろしく願いいたします。着座にて進めさせていただきます。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号13番 北村守委員と、議席番号14番 中島清委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくは、その配偶者に属する事項については、その議事に参与することができない規則になっております。本日の議事案件に関しましては、議案第275号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、お手元に配布いたしました別紙1のとおり案件が議事に参与することができなくなっております。

その他、本日の議案案件の中に、当事者または関係者となっている方がございましたら、お申出いただきたいと思っております。よろしいですかね。事務局のほうからあらかじめ、書か

れた委員の方以外は。いいですかね。

【該当者なし】

- 議 長 それでは、それ以外ないものと確認をいたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局から説明します。
- 熊 井 主 幹 事務局、熊井です。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りをいたしました資料及び皆さまに事前にお届けをいたしましてご持参をいただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）にございます。ご確認をお願いいたしたいと思います。
- 続きまして、資料の訂正等の報告をお願いいたします。農地法議案等の本冊でございますが、訂正の関係は、別紙の訂正票のとおりでございます。これにつきましては、地区調査課におきまして、それぞれご説明申し上げておりますので、本日の説明を省略させていただきます。
- 次に、農業経営基盤強化促進法等議案の別冊1の訂正でございます。これにつきましては、訂正票を準備させていただきましたので、後でご覧をいただきたいと思います。議案第275号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての、60、61ページの98番、99番及び、議案第276号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画の意見聴取についてと同じ冊子でございますが、94ページの4番、これにつきまして、対象農地を変更したいという理由から、取り下げがございましたので削除をお願いいたします。
- また別件ですけれども、集計表の差し替えをお願いいしてるところでございますが、よろしくお願いいたします。以上ご確認をお願いします。
- 議 長 訂正内容について、よろしいですか。それでは次に進みます。農家創設、法人さん本日、2件のヒアリングを計画しております。事務局より議案の審議の流れについて説明をお願いします。
- 熊 井 主 幹 それでは説明は着座にて失礼をいたします。農家創設、法人参入の案件についてご説明をいたします。本件は法人の農家創設となりますので次第にはございませんけれども、法人の担当者からの事情聴取を事前に行うものでございます。まず、別冊1、第275号、農業経営基盤強化促進法第18条第2項目の規定による農用地利用集積計画の決定について、57ページの89番及び78ページ30番、特定非営利活動法人●●でございます。
- 次に、議案第276号 農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見聴取についての89ページから93ページの2番と、報告第121号 農地

中間管理事業に関する農用地利用配分計画の報告についての 96 ページから 100 ページの 2 番の、●●株式会社でございます。

2 法人は、いずれも農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。既に地区調査会に出席をしていただきまして、営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画の説明をお聞きするという事でお越しいただいております。

ここで審議の流れについて説明いたします。まず関係地区調査会長から調査結果の報告をお願いいたします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をいただきます。そして、質疑応答後、法人担当者に退席をしていただいてから通常の審議を行いたいと思います。審議の流れにつきましては以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から法人農家さんの創設についての、議案の審議の流れについて提案いただきましたけども、この内容でよろしいですかね。それでは流れについて確認をいただきましたので、早速、具体的な審議に入っていきたいと思います。

それでは、まず初めに西部地区調査会長から、法人●●株式会社さんの営農計画についての調査結果等々について、調査会長のほうからご報告をお願いいたします。

熊 井 主 幹 　会長、大変申し訳ございません、●●株式会社、ちょっと時間、遅れておるようでございまして、順番を逆にさせていただきますと思います。

議 長 　順番、逆ね。

熊 井 主 幹 　はい、申し訳ございません。

議 長 　分かりました。じゃあ、順番を変えます。初めに、特定非営利活動法人●●さんの、法人農家創設について、ご検討いただきました南部地区調査会長から検討結果等々の報告をお願いいたします。よろしくお願ひします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会、村田です。よろしくお願ひします。法人農家創設ですが、特定非営利活動法人●●の農家創設です。当法人は障害者就労継続支援 A 型そして B 型事業所を運営しています。今までは、キノコ栽培の一部作業等を行っていましたが、事業所の利用者は 20 人近くに達したため、仕事量、それから仕事の種類等を増やして、障害者の工賃アップを図るために畑での薬草の栽培に取り組むことにし、今回の申請になりました。

薬草の栽培は、実際は畑に種をまいて、成長した段階で収穫して乾燥機で乾燥し、出荷をするという流れのようです。薬草

の種類はちょっと名前は分からないんですが、ほうきの木みたいな感じの木で、1メートルぐらいの大きさになるらしいです。

実際の、事業所利用者の方の作業としては、種まきから収穫までの、畑の草取り等が主な作業になるというふうなお話でありました。利用者が多くなってきたので仕事の量のある程度確保しないと、利用者にお支払いする部分もなかなか難しいというふうなことで、畑を借りて、薬草を栽培するというふうな形でございました。私のほうからは以上です。

議 長 　ただ今、南部調査会長からご報告いただきましたけれども。それでは法人に入室していただき、直接説明をいただきたいと思います。

【法人担当者入室】

議 長 　ご苦勞さまでございます。●●様ですね。ご着席ください。本日は、長野市農業委員会の定例総会、ご出席いただきましてありがとうございます。私は当農業委員会の会長の青木保と申します。これから御社の●●さんの営農計画等々含めて、ご質問等々させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

　そうしましたら、恐縮ですけれども、まず自己紹介と、それから営農計画についての概略についてご説明いただければありがたいんですけど。よろしくお願ひします。着座のままで結構ですから。お願ひします。

法 人 担 当 者 　私ども、●●と申します。今はNPO法人として運営しておりますけれども、平成14年に作業所として設立しました。その後、平成18年にNPO法人に格上げして、事業を展開してきております。

　主には、平成14年の発足当時からなんですけれども、近在のエノキダケの生産工場の生産の手伝いとか、カット、乾燥、そういう仕事をいただいて、障害者が、10人ほどから出発したんですけれども。現在は仕事もかなり増えて、A型事業所、これは会社と同じように最低賃金を支払うという労働契約でやることですが、そこが松代工場及び共和工場と2カ所。10人ずつ。それから、B型としてちょっと重たい人たちが30人ほど。50人近くに今なっております。

　今回、申請した理由については、事業所の利用者も増えて作業も増やさなきゃいけないということもあるんですけども、効率のいい、今までも農業を中心とした近在の農家の収穫のお手伝いとか、草取りだとか、堆肥散布だとか、さまざまな仕事をいただいて運営してまいりましたけれども。自分たちで、主

に、今も実は●●さんとの契約で、加工用トマトの栽培ですとか、ケールの栽培ですとか行っております。

昨年来、●●さんとの提携で、●●さんのほうから、ぜひ作ってもらえないかということで、生薬原料の生産、栽培、手掛けましたところ、割と初めてだけれども計算したような、1反歩300キロ、乾燥品でね、そういう計画どおりの生産ができましたので、これはちょっと農地を増やして本格的に取り組んでいきたいと。●●さんでもそれをぜひお願いしたいということで、今回の申請に至りました。

議 長 ありがとうございます。ただ今、ご説明をいただきましたけれども、この内容につきまして、各委員のほうからご質問、ご意見等々ございましたらお願いします。

●●様、南部調査会でも一応ご説明されたんですよね。

法 人 担 当 者 はい。

議 長 そこで、そのときのことは議論していただいているという理解でよろしいですね。今回は、いわゆる利用権設定ということで、約3反歩ですね。いかがですか。規模拡大ということで、私どもにとっては非常にありがたいなというふうな感じをしておりますし。できれば、今、農福連携じゃございませんけども、もっともっと農業の分野にも福祉関係の新たな参入というのも、非常に大きな期待をされておられますんで、これにさらに勢いをつけていただくためにも、ぜひともお願いしたいなというふうに思っております。皆さんのほうからご質問、特に、いいですか。関さんどうぞ。

関 地区調査会長 ご苦労さまです。ちょっと確認っていうか教えていただきたいんですけど。●●の定款の10ページなんですけど。これは原本と相違ないっていう年月日。

定款の原本と相違がないということでご提出いただいた、この資料の証明年月日を教えていただければ。

議 長 定款の10ページ。

法 人 担 当 者 農業も定款には入っていると思います。

議 長 今回の質問は、この原本と相違ないということが、いつ時点でこれは承認されました？って。たまたま日付が入ってなかった。

法 人 担 当 者 そうですね。これ申請時でしたから。

すいません。4月の申請時に相違ないということで書類を作ったと思います。

議 長 申請時？

法 人 担 当 者 はい。だから、4月11日。

議 長 4月の11。

法人担当者 議 長 はい。
令和4年の4月11日ですか。他にございますか。それではご質問等々、出尽くしたというふうに判断いたします。ありがとうございます。これから申請内容につきましては、ただ今のご説明を含めて、今後、私ども委員会で審議させていただきますので、今日はこれで●●さんの説明についてご了解いたしました。大変ありがとうございました。

法人担当者 どうもよろしく願いいたします。失礼します。

【法人担当者退室】

議 長 続いて、●●さんはまだ来てない？

熊井主幹 今、みえました。

議 長 じゃあ引き続きまして、●●さんですけども、その前に西部地区ですね。検討結果について報告をお願いします。

岡村地区調査会長 西部地区調査会の岡村です。よろしく願いいたします。それでは概略の説明をさせていただきたいと思えます。●●株式会社さんというのは、信濃町の柏原地区。これは昔からのソバ地帯であったようでございますが、そこへ、平成17年からソバを約8ヘクタール栽培しておったわけでございますが、機械的にも余裕があるということから、増産をしたいと、こういうことがございまして。近年、農業者の高齢化が進み、担い手不足等もありまして、その担い手としてこの当地のソバを増産していきたいということで発足したところでございます。

将来の目標でございますけれども、農業の法人化を進め、農業の地産地消、農業者が畑を耕作をして、そば打ち、販売をするといった6次産業化を目指して一貫的にやっていきたいと。こういう非常に優れた地域の特性を生かした、そういうものを立ち上げていきたいと。こういうことで今始めているところでございます。

それで今、着々とその方向に向かって進んでいるところでございまして。素晴らしい内容で今、運営をしていると、こないだの調査会のとときの結論でございます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは、●●さん。入室、お願いします。どうぞ。

【法人担当者入室】

法人担当者 初めに、●●の●●と申します。どうぞよろしく願いします。今日は、ちょっと私、野尻湖から来まして、長野の道でたごたしちゃいまして、遅れてしまいまして。田舎者が遅れちゃいまして申し訳ございません。どうかお詫びします。よろしく願いいたします。

議 長 どうぞお座りください。

法人担当者
議 長

はい。失礼いたします。

本日はお暑い中、わざわざ、なおかつ遠路はるばる、長野市市役所までお越しいただいてありがとうございます。農業委員会の、今日は7月度の定例総会でございます。この場で御社が提出された、農地の取り扱いについて、結論を出すという場でございます。

その前に、法人という立場上、この場で御社の営農経営について、一通りご説明を行って、それで最後に私ども委員会で結論出そうというふうに考えております。

既に私どもの西部地区の場でご説明をされて、基本的なことは、一番の地元を含めた形で、議論されてると思いますけど、一応大きな形で、私ども、今日最終確認させていただくということでこういう場を持たしていただきましたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

限られた時間でございますので、ご提出いただきました営農計画に基づいて概略のみご説明いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。着座で結構でございます。

法人担当者

ご紹介頂きました●●の●●と申します。どうかよろしくお願いいたします。営農計画の概要について説明させていただきます。農業を行う予定、平成17年から信濃町柏原地区、信濃町から戸隠へ登っていく所の、旧牧草地の所で、作付けを8ヘクタールやらせていただいております。機械設備に余裕があるため、拡張したいと考えております。あと、近隣の農業者の高齢化が進んで担い手不足をしていることもあり、その担い手不足を、昔からこの地方の名産であるソバの生産を続けていきたいと思っております。今回、農業法人に踏み切りました。生産する作物は、ソバと考えております。

耕作地、あとは営業の方針です。耕作地の面積を拡張して、機械化を進め、収穫量を増やし、一人でも多くの農業者の雇用を増やし、担い手不足を解消し、安定した農業を目指したいと思っております。4番になりまして。販売方法に関してです。地元の製粉会社への卸と信州産といったブランドを生かし、首都圏の飲食、主にそば屋さんですけれども、直接営業をし、信州そばを広めていきたいと考えております。5番目、将来の目標。農業法人を進め、農業の地産地消できるよう農業者が畑を耕作し、そばを打ち、販売をするといった6次産業化を目指していきたいと考えております。以上が営農の概要でございます。

あと、農業の労働力としては、私を含め、実人数3人ほどでやっております。一つの畑が、今やっているところが、8ヘクタール取れているもんで、全て大型機械化を進めているという

ところがあって。この辺でそんなに人数がかからないと言っちゃ何なんですけども、大型で全て済むかなといった形の体制をとっております。

また、今回、戸隠の柵地区中心に、幅を広げていきたいと思っているんですけども、私ども雪深い信濃町と、あと戸隠の柵地区というのが、標高は似ているんですけども、かなり作付けの時期がずれるもので、この辺で人数も少なくて済んでいるのかなというところも予想しているというところもあります。初めに、農業に携わる方をたくさんと言っているんですけど、機械化を進めて、そんなに雇用ができないっていうところもあるんですけども、次の6次産業化とかいうところにお仲間をつかって、農業法人の、広げていきたいなと、そんなふうに思っております。

今現在なんですけども、経営のほうとしては、信濃町に約8ヘクタールやっております。生産量は約6トン。販売量も6トン。販売価格は1,200万円というような形です。

次に、これから柵地区に関しては、全部で細かいんですけど72筆の農地を借りることができまして、ここで戸隠産というソバを生産して、また首都圏に信州そばというブランドを守りながら、販売を続けていきたいと思っております。戸隠に関しては、約9.3ヘクタールぐらいになるかと思うんですけども、時期をずらして、秋ソバを生産していくんですけども、地元の方にまたいろんなことを教わりながら、戸隠地区にかわいがっていただければなと思っております。以上でございます。失礼いたします。

議 長 ご説明ありがとうございます。よく分かりました。信濃町柏原で生産していて、機械的な余裕もある。さらに伸ばして、6次産業化として、ビジネスをもっと伸ばそうと。非常に私どもとしては期待の持てるお話でございました。さらに、戸隠の柵地区ですね。栃原ですね。以前ここは何を生産されてたんですか。

法人担当者 譲り受けたところは、そこはソバ畑だったそうです。

議 長 従来もソバ畑ですか。

法人担当者 はい。それで戸隠地区と長野市内で、そば屋を営業された方が今回、手放すといったら何なんですけど、ちょっと担い手が、次のっていう方がいないかという話をいただきまして、私どもが一応エントリーさせていただいたという形です。

議 長 そういう意味では栽培実績も裏付けされているという面で、さらに農地は、県の農地バンク経由での借受けということで、契約のほうもしっかりしてると思います。非常に安心して規模

拡大していただけるんじゃないかと思えますけども。委員の皆さん方、ご説明に対するご質問ございますか。善財委員、どうぞ。

善財委員 議案の 89 ページ見てるんですけども。県の農業開発公社へ聞いたほうがいいかもしれないんですけど。例えば 2 番でいきますと、冬から、賃貸借権、令和 4 年 8 月 26 日からみんなそろっているんですが、それぞれの筆の期間が違うんです。それについてご説明いただければお願いします。

議長 開始時期が違うってということですか。
善財委員 いえ、開始時期は一緒ですね。期間が。
議長 期間ね。いわゆる、借りる期間。畑によって借りる期間ってのが違うってことがあるんですかね。そこまではなんか……。

法人担当者 はい、実は、たくさん筆があって……。

議長 確かに。

法人担当者 それで、農業公社さんのほうに全てこの辺のことはお願いをした経過がございます。今されたご質問はきっと手続きに関する事で、ちょっと日がずれるのか何なのかなというようなニュアンスでは感じ取っておりますけども。ちょっと私のほうでは……。

議長 ●●さんの認識としては、一応、全部一律だという認識で持っておられるんですね。

法人担当者 はい、そういうことでございます。

議長 それでいったらむしろ、あくまでも農業公社さんのほうで手続きやっているとしますんで、それではその辺ちょっとまた、確認をちょっと……。

法人担当者 農業公社さんのほうには、とにかく筆の数が多いところもかなりご尽力いただいたということで大変……。

議長 84 筆ってのは大きいです。

法人担当者 感謝しております。私どもが農業法人だどうのこうのとか何とか言っても、なかなかまとめられる筆の数ではないという認識は持っておりますので、大変感謝しております。

議長 一回、これは事務局のほうで、確認してもらえませんか。

酒井主査 事務局の酒井です。今の件ですけども、84 筆ということで、地権者が数十人になります。もともと別の法人が一手に引き受けていたところでして。その法人の期間を引き継いだ形でやっておりますので。もともと法人さんが、地権者から借りてたときに、周期がもう……。

議長 ずれたわけだね。

酒井主査 なってまして。それを引き継いだ形なんで、こういった形に。

議長 そのまま、継続で引き継いだということですね。

酒井主査 はい。

議 長 善財委員、よろしいですか。

善財委員 今後も引き続いて耕作していくつもりですね。

法人担当者 はい。

善財委員 分かりました。

議 長 ありがとうございます。他にございますか。じゃあこの内容、私ども委員会としても理解をいたしました。後ほどまたこの委員会で結論を出していきたいというふうに思っております。●●さんにおかれまして、今日はお忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。ぜひ戸隠の名前も、そばの名前もどんどん広めていただけるようによろしく願いをしたいと。事業の成功をお祈りいたします。

法人担当者 ありがとうございます。

議 長 どうもご苦労さまでした。

法人担当者 本当に皆さんお忙しいところ、時間に遅れまして大変申し訳ございませんでした。これからこのようなことないように気を付けますので、どうかよろしく願いいたします。失礼します。

【法人担当者退室】

議 長 ただ今の案件につきましては、後ほどの議案でまた審議をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第270号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは議案第270号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明を申し上げます。第30回総会農地法等の議案、本冊のほうをご覧くださいと思います。1ページをご覧ください。番号1番から4ページの11番までの11件でございます。内容は、所有権移転案件が8件、使用貸借権設定案件が3件となります。4ページの10番は、空き家に付随する特定農地として令和4年6月30日の総会で指定したものでございます。

また、2ページの4番、5番及び6番、3ページの9番、4ページの11番の計5件は農家創設案件でございます。なお、4番5番及び6番の●●さんの農家創設案件につきましては、権利取得後の経営面積合計が2,515㎡となります。

申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断をしたものでございます。以上で説明を終わ

- ります。ご審議のほう、よろしく願いいたします。
- 議 長 本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定によりまして、各地区調査会で、総会に付すべき意見を検討いただいております。また、農家創設の聞き取りも行っていただいております。各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1の1件につきまして、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では、許可相当というふうに判断をしております。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から2番から6番、お願いします。
- 北村地区調査会長 中部地区の北村です。2番、3番ですけども、現在の耕作してる方の農地を、整形をする、きれいにするという事で、若干の本当に小さな10㎡を今回、整理をするっていうことになりまして、許可条件に問題ないというふうに考えております。
- それから4番から、4、5、6。これは農家創設になります。耕作者本人に来ていただいて、営農計画を確認いたしました。有機栽培をやってみたいということで、意欲を感じておりますので、許可条件に合致してるというふうに判断をいたしました。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、7番から10番お願いいたします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。7番、8番、二つは調査会で検討した結果、下限面積等、諸条件を満たしておりますので問題ないと判断しました。10番、これは先ほどお話ありましたが、先月決定した、空き家に付随する特定農地ということで、これも問題ないと思います。
- 9番ですが、これは農家創設です。受人は、ここにも書いてありますが、●●さん、これは奥さんですけど。ご主人のほうは英国の方で、イギリスの大学で持続可能な土地管理ということについて学んだそうで、大学で学んだ知識を実践したいと考えて、信更町下平地区に、実際は今年の3月から購入した家に住み、家の改装や畑の手入れも実際もう始めているようです。
- 畑も確認しましたら、なかなか本格的な私どもがやるような農業という感じではなくて、草も結構あるような畑で、いろんな種類のものを作ってらっしゃいます。実際はこれからなんですけど。
- 奥さんの●●さんなんですけど、現在は東京のほうで看護師さ

んをされてまして。今現在、週に2回ぐらいこちらに来てというふうなお話だったと思いますけども。今、購入した住宅の改装、改築等もしております、それが今年いっぱいぐらいで出来上がるということで。来年、年が変わって1月早々にも住民票移して、夫婦でこちらに住むというふうなことだそうです。

奥さま、長野でも看護師さんとして勤務する予定であるようです。当面、農業での収入ってのはあまりそうは期待できないと思いますので、そういう面で奥さんがお勤めというふうなことであれば、そういう面でも生活の最低限の基盤は確保できるのかな、というふうなところはありますので。大学で学んだというふうなこともありますし、中山間地にしては割にいい場所にある畑でありますので、継続して耕作ができるというふうに判断しまして、調査会では可としました。以上です。

議 長 それでは、引き続きまして、東部地区調査会、中島委員、お願いします。

中 島 委 員 11番お願いいたします。これにつきましては、●●さんが、お父さんから農地をお借りして、農家創設をして、耕作をするものでございまして。お父さんは、須坂のほうにもりんご、サクランボと、いっぱいやってるということでございます。本人も、この間説明いただきまして、やる気十分でございますので、許可相当と認めさせていただきます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、農家創設も含めて発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。私、1件、ちょっと参考までにいいですか。南部調査会の、番号9なんですけど。●●さん。なぜ山布施に来られたかっていうのはお聞きになりました？農家創設だからインタビューはされてますね？

村田地区調査会長 お話は伺ってますが、なぜというのは・・・。

議 長 どんなご縁で。

村田地区調査会長 土地を探しておりましたが、縁ありと書いてあるだけで。ごめんなさい、そのところどういふ縁があったのかっていう確認をしませんでした。ただ、この下平地域にもう一軒、空き家を購入した、その方は面識がないですし、どちらの国の方かも分かりませんが、外国のご夫婦が住んでらっしゃることはありますけど。もしかするとその辺の関係もあったかもしれません。

松橋局長補佐 私、お聞きしているときは、前に住まわれたイタリアの方とお知り合いだったという話は聞いてましたので、その辺の縁が、会長言ったとおり、縁があった。

議 長 最近このパターンが結構、増えてきて。若穂でも、何人か外人さんが入ってきて、中には果樹をやってる方もおられるんで。特に一番心配するのは、地域でのコミュニケーションが非常に課題になってるケースもあるようなので。

村田地区調査会長 ご主人さんのほうは日本語、駄目なんですよ。多分、年齢的にも 50 前後ぐらいですかね。奥さんが 40 代。

議 長 特に地元の農業委員とか推進委員は、その辺について、思っ
ていただきながら、トラブルのないように。

分かりました。他いかがでしょうか。特によろしいですか。

それではこれより採決に入ります。議案第 270 号につきまして、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成の確認ができましたので、議案第 270 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 271 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 271 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。5 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番及び 2 番の 2 件でございます。1 番は、農家住宅を建築する転用案件でございます。2 番は農業用倉庫、駐車場及び貸駐車場を設置する転用案件です。なおその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、先月の総会で、許可すべきものとして決定いただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の 1 件の案件につきましては、許可済みとなっていることをご報告申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それではこの案件につきまして、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から 1 番お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー 1 の 1 件について、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないというふうに判断いたしまして、北部地区調査会では、許可相当というふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から 2 番お願いいたします。
北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。2 番でございます。そこにあ

りますように、農業用倉庫、駐車場、貸駐車場、先ほどありましたように、そういう転用ということなのですが。実はこれは内容的には、この申請地の一部ですね、もう既に倉庫が建っております。今回、他のところにも、駐車場、貸駐車場なり、自分の駐車場、造るんで全部転用するということで、顛末書を出していただきました。大変申し訳ありません、知らなかったということで顛末書出していただいて、そして、追加、許可申請も含めて今回の申請ということであります。周辺農地の営農条件のほうは支障ありませんので、よしということでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 271 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって議案第 271 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 272 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 272 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。7 ページ及び 8 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番及び 2 番の 2 件でございます。

1 番は重機置き場及び駐車場を設置する転用案件です。この案件につきましては備考欄に、機構意見と記載がありますとおり、転用面積が 30 アールを超えるものでありますため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議をいただいた結果を踏まえ、長野県で許可不許可の判定を行うものになります。

2 番は駐車場を設置する転用案件です。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし特に問題ないと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、先月の総会で、許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の案件の 9 件でございますけれども、全て許可済みとなっておりますのでご報告申し上げます。

- ます。以上です。
- 議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。
- 北村地区調査会長 　今ご説明ありましたように、1番ですね。右のほうにありますように、重機の置き場ということなのですが、この重機のリースをやってる会社の、建機の置き場所なのですが、駐車場はその重機を移動するための大型トラックと、社員の駐車場ということでの転用案件でございます。
- 少しご説明させていただきますと、実はこれについては先月の総会に提出したいということで事務局にありましたが、調査会でいろいろ議論した結果、実は、二つに分かれてるんですが、真ん中に大きな水路ありまして。その水路に橋を架けるといようなことが想定されますので、そこについての、まだきちっとした長野市の指導を受けてないんじゃないかという議論と、一部、この話の中で、近隣から、説明がないという話がありましたんで、ちょっと農地法とはずれますけども、先送りしてもう少し検討してほしいということでもあります。
- その結果、事務局のほうで指導というか、呼んでいろいろ話をし、近隣の人たちとの説明会もやりまして。用水路、地元の話も終わりました。それからさらに通学路になっていきますので、その安全性の確保。いろんな問題について、きちっと整理をして、ちゃんとやっていきますという事業計画に全部書き換えさせましたんで、これでよしと、いけるだろうということで今回、提案を問題なしということで提出させていただきました。
- 議 長 　それでは続きまして、東部地区調査会、中島委員から、2番についてご報告お願いいたします。
- 中 島 委 員 　これは、●●さんが、社員駐車場の設置をするものでございます。現在、この会社は半導体とか電子機器材料の加工、装置をしておりますですね。現在ある駐車場は飛び地で、遠くへ2カ所に分かれてるんですけども、探してたところ今回、見つかったというようなことです。この場所は、1カ所70台は駐車できるということで、2カ所分、全部ここへ集中して、整理できるというようなことで、今回お願いするものでございまして、許可相当と認められるということで、調査会では決定いたしました。よろしくお願いいたします。
- 議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について発言

のある方は挙手をお願いいたします。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第 272 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認させていただきました。よって議案第 272 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 237 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 273 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更の申請についてご説明申し上げます。9 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件です。申請者は長野市若穂牛島●●の●●さんです。農業用倉庫及び農業用資材置き場として使用するため、令和 4 年 3 月 28 日開催の第 26 回総会において、許可相当と決定いただき、令和 4 年 4 月 11 日付で許可となった案件でございます。

変更内容は、一番右の欄に記載のとおりですが、農業用倉庫の仕様と面積が変更になりました。また、変更の理由といたしましては、資材の高騰によりまして、当初考えていた予算では建築することが困難になったためというものでございます。以上で説明、終わります。

議 長 ただ今、事務局より説明がございました。それでは番号 1 番について、東部地区調査会、中島委員から検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

中 島 委 員 この案件は、お話しいただきましたように、4 月に許可いただいた内容ですけれども、今、資材の高騰等によりまして、やむを得ず 3 棟の計画でやっと思ったんですけど、2 棟に変更したいということでございます。資材の高騰ということで変更をお願いするものでございます。

議 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに東部地区調査中島委員からの報告について、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので採決に入ります。議案第 273 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できました。よって議案第 273 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 274 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 274 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明申し上げます。11 ページをご覧くださいと思います。相続した農地が高い評価額により、相続税を課税されると、農業を継続したくてもその税金を払うために売却をせざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部、または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署へ申請するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。

特例を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であるということです。なお、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の特定貸付を行った場合にも適用されることになっております。

相続人は、長野市大字下駒沢●●の●●様。特例適用農地面積は 707 m²。その他の内容は記載のとおりとなっております。今月は 1 件でございます。適格者であるかどうか、決定いただくものでございます。以上で説明終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは北部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。この事案につきましては、相続後も継続して耕作をするということを確認しておりますので、適格者として認められるというふうに判断をいたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。

岡村地区調査会長 ちよっといいですか。

議 長 岡村委員。

岡村地区調査会長 お母さんだと思うんですが、●●さんっていう方は。この方と息子さんの●●さんは、大体でいいんですが、年齢はどのぐらいになるんですか。

議 長 事務局、分かります？

大前係長 農業委員会事務局の大前です。ただ今のご質問についてですけども、●●さんは、被相続人の●●さんの娘さんでいらっしゃいます。ですので、ご年齢は 60 代でいらっしゃったかと思えます。●●歳でいらっしゃいます。以上です。

岡村地区調査会長 息子さん。

議 長 おじいちゃん。お父さん。

岡村地区調査会長 お父さん。●●さんは。

大前係長 ●●さんが相続人のお父さんってことです。

議 長 この人は幾つくらいですか。

大前係長 ●●さんは、お亡くなりになったときに●●歳ということで、記載がございます。

岡村地区調査会長 ただ、今どうして聞いたかっていいますと、これ20年、耕作しなきゃいけないんですよ。相続された方。っていうことは、今の年齢構成の中で。

議 長 ●●歳までやるということね。

岡村地区調査会長 しかも女性がね。どのぐらいやっておられるかは分かりませんが、これなかなか、税金納めを免除されるわけだからなんですが、いざやるとなると大変なことなんですよ。

大前係長 ご主人と一緒にやっついていかれるそうです。被相続人は●●さんなんですよけれども、ご主人と・・・。

岡村地区調査会長 相方とね。

大前係長 そうです。

岡村地区調査会長 それならまだ。それでも80超えになるわけですから。大体、今こういうパターンになってしまうんですよ。割合と、平均寿命が長いから。だから次の受ける方もかなり高齢者になっちゃう。これ本当に1日違いでも。さかのぼって1.5倍ぐらい余計に払わなきゃいけないわけです。2,000万払うとこ3,500万ぐらい払うわけ。すみません、ありがとうございます。

議 長 他、質問ございますか。特にありませんね。それでは採決に入ります。議案第274号に賛成の方、挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の確認ができました。よって議案第274号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第275号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 市川係長 農業政策課の市川と申します。議案第275号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてご説明いたします。別冊1になります。着座で失礼いたします。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。この農用地利用集積計画の条件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に

常時従事すること。3、利用権を設定するときについて、関係権利者の同意を得ていること。4、下限面積について。以上の要件に全て満たすことを確認しています。

それでは、お手元の議案別冊1の2ページでございます。先ほどの訂正票の取り下げによって面積の変更をしておりますので差し替えのほうでお願いしたいと思います。所有権移転及び利用券設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数 225 件。総面積、219,903.83 m²でございます。

ページのほう、戻っていただいて1ページなんですが、賃借、使用貸借の面積を期間別で示したものです。合計数字は先ほどと同じで、今回、利用権の設定を受ける方99名。利用権の設定する方は158名となっております。以上につきまして、ご決定いただきますよう、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 それでは審議に入らせていただきます。まず1の、所有権移転関係については順次各調査会長からご報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に、利用権設定関係ですが、2から5の、賃貸借及び使用貸借権については一括報告いただきます。なお、6の農地中間管理事業及び7の農地中間管理事業の使用貸借権については、法律改正により機構配分も一括して行うことになっておりまして、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括の採決を行う方法で審議を進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

なお、本来ですとお手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律では31条第1項に該当しますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行うところですが、本日、関係委員が欠席しておりますので、質疑及び採決は併せて行います。

なお、別紙2の案件につきましては、農家創設案件でございますので、この後、議案第276号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを審議した後、農家創設について審議から採決までを単独で行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。いいですね。

【異議なし】

議 長 それでは初めに1の所有権移転の関係、1から16番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、

- 1 番から 4 番についてお願いいたします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。調査会においては、原案のとおりで良いという判断をいたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から、5 番 6 番お願いします。
- 岡村地区調査会長 5 番 6 番でございますけども、調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から、7 番から 10 番、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 7 番から 10 番であります。同様に問題ないというふうに判断いたしました。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、11 番から 13 番、お願いいたします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。11 番から 13 番の所有権移転、いずれも要件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会、中島委員から、14 番から 16 番お願いいたします。
- 中 島 委 員 これにつきましても、調査会で検討しましたところ、問題なしということでございます。
- 議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。先ほどの、農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。特にいいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは質疑はございませんので、所有権移転関係についての採決を行います。所有権移転関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。続きまして、2 から 5 の、利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましても、6 年未満の賃貸借が 16 件。10 年以上の賃貸借権が 7 件。使用貸借が 14 件でございます。北部地区調査会長から検討結果をお願いいたします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。調査会におきまして、原案のとおりで良いというふうに判断をいたしました。以上です。
- 議 長 それでは続きまして、西部地区調査会長。
- 岡村地区調査会長 西部調査会、岡村です。調査会で検討いたしました結果、要件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長。

北村地区調査会長 中部地区の案件は、原案どおりの決定で問題ないというふう
に判断をしました。

議 長 それでは続きまして、南部地区調査会長お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。南部地区の設定案件ですが、要
件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 最後に、東部地区調査会、中島委員からお願いします。

中 島 委 員 原案のとおり、良いということで、判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの
の農業政策課の説明及び地区調査会長からの報告についてご
発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 質問ございませんので、利用権設定関係について採決を行いま
す。別紙2を除く利用権設定関係について、原案のとおり決
定することに賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。それでは別紙2の農家創設
案件以外の案件について原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第276号 農地中間管理事業の推進に関する
法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の
意見聴取について議題といたします。農業政策課から、説明を
お願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第276号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
市 川 係 長 第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取につ
いてご説明します。農用地利用配分計画については、農地中間
管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村
は、必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くもの
というふうに規定されておきまして、中間管理事業による農家創
設及び市外在住の担い手の場合はこれに該当し、意見聴取をお
願いするものです。

同じく別冊1の88ページ、ご覧いただきます。これも先ほど
1件、取り下げになっておりますので、差し替えをお願いした
部分になります。今回、権利の設定を受ける方3名です。賃貸
借・使用貸借で、99,973㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを
行うものです。89ページをご覧ください。番号1番の●●さん
は、りんごとブドウの栽培で中条地区におきまして農家創設を
計画しています。番号2の●●株式会社さんは、そば栽培で戸
隠地区におきまして、農家創設をする法人になります。

その先にいきたいと思います。93ページお願いします。番号
3番、特定非営利活動法人●●さんは、薬草栽培で篠ノ井の東
福寺、横田地区において農家創設をする法人になります。最後

94 ページの番号4、●●さんは、先ほどのとおり借り受け農地を変更するため、今回は取り下げとなっております。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課の説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から、1番及び2番、お願いします。

岡村地区調査会長 1番と2番でございますけども、検討しました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、3番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。3番ですが先ほどお話もあったとおり、問題なしと判断しました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。事務局の説明及び地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第276号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって議案第276号は、全て原案どおり決定いたしました。

それでは、ただ今の決定を受けまして、先ほど保留といたしました議案第275号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてのうち、別紙2の農家創設案件について発言のある方は挙手をお願いします。各地区調査会で多分ご審議いただいていると思います。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは質問がございませんので、農家創設案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認できました。従いまして、議案第275号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。

農業政策課さん、もう一件やったほうがいいかな。市川係長、休憩取りたいと思うんだけど。

農 業 政 策 課
市 川 係 長

いいですよ。

議 長 いい？じゃあ、今こちらの時計で3時6分前ですけども、いったんここで休憩を取ります。まだちょっと案件いろいろ残ってますから。3時5分まで暫時休憩いたします。

【休 憩】

議 長 定刻になりましたので議事を再開いたします。続きまして、議案第277号 非農地決定について議題といたします。事務局より議題の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第277号 非農地決定につきましてご説明を申し上げます。農地法の関係の議案、本冊の13ページをご覧くださいます。番号1番から16ページの85番まででございます。

非農地決定でございますが、農地利用状況調査で山林・原野と判断されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行いたしまして、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。

また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで法務局で地目変更登記を行うことができます。17ページに面積の集計を載せてございますが。今月、ご決定いただくものは、山林が25筆で面積が6,627㎡。原野が60筆で面積は21,336.37㎡。合計で85筆、27,963.37㎡でございます。多くは本年2月に対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請があったものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。事案第277号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認できました。よって、事案第277号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第118号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第119号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、及び報告120号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第118号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告を申し上げます。19ページをご覧ください。番

号 12 番から 21 ページ 20 番までの 9 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして報告第 119 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告を申し上げます。23 ページをご覧くださいと思います。番号 52 番から 26 ページの 65 番までの 14 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届で農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告を申し上げます。

続きまして報告第 120 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告を申し上げます。27 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいておりますので、内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件 3 件につきましてご説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

議

長 　ただ今、事務局から報告第 118 号、第 119 号、第 120 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議

長 　質問がないようございますので、報告案件でございますのでご了解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

続きましては報告第 121 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課
市 川 係 長

報告第 121 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてご説明いたします。資料は別冊 1 になります。本件につきましては市内で就農している担い手及び新規就農者への利用配分計画ですが、既に中間管理機構に中間管理権が設定されている農地について権利移転をするものでありますので、意見聴取ではなく報告とさせていただきます。

それでは別冊1の95ページをご覧ください。今回の権利の移転を受ける方、23名で賃貸借及び使用貸借を合計して151,138.52㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものがございます。96ページをご覧ください。番号1の●●さんは、大豆島地区で水稻を栽培する方。番号2の●●株式会社さん、先ほどと同様、戸隠でソバを栽培する法人。100ページの番号3番、●●さん。篠ノ井小松原地区で水稻を栽培する方。番号4の●●さんは篠ノ井横田地区で大豆を栽培する方。そして番号5から23につきましては、こちら皆さん、若穂綿内地区の基盤整備事業の中で果樹を栽培する方々になります。時間の都合上、こちら個々の説明は割愛させていただきます。報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から報告第121号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは報告事項でございますのでご了解をいただきたいと思っております。これで農地法関係は全て終わりましたね。

それでは引き続きまして議案第279号 県外視察研修について(案)を議題といたします。それじゃあ事務局から本案件の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 278を、すみません、お願いいたします。

議 長 失礼しました。議案第278号 令和4年度「県農政部との意見交換会」における意見要旨について(案)、これから審議をさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。議案第278号 令和4年度「県農政部との意見交換会」における意見要旨について(案)について説明申し上げます。

資料ナンバー1をご覧ください。こちらにつきましては、調査会で説明させていただき修正等のご意見を参考に、項目の部につきまして、意見要旨として具体的な表現へ修正をさせていただきました。修正後は項目2を県独自の農業新規参入者への資金支援について、と修正し、意見の要旨を農林水産省が行っている、49歳以下対象の農業次世代人材投資事業及び新規就農者育成総合対策事業の資金支援がある。については、新たに農業経営を行う50歳以上の者を対象とした県の新規事業の設立を望む。と修正させていただきました。これら2項目につきまして、長野県農業委員会協議会に報告したいと考えております。事務局の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 す。
今、事務局から説明がありました。それではこの内容につきまして質疑に入ります。本案件につきましてご発言の方、挙手をお願いします。県の農政部との話し合いでございます、意見交換会でございますので、できるだけ制度的な、なおかつ県全体で統一も必要ですね。この内容でいったらどうかということ踏まえて、この二つの内容に絞っていただいたということです。いずれにしても 77 市町村の農業委員会からそれぞれ出されます。最終的にはその場で、県の場でまたあらためて的を絞ると思えますけども、長野市としてはこの内容で進めたいと考えております。特にご質問等がなければ、採決に入ります。議案第 278 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって議案第 278 号を原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 279 号 県外視察研修について（案）を議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

駒 村 主 査 事務局の駒村です。議案第 279 号 令和 4 年度県外視察研修について説明させていただきます。説明は着座にて失礼いたします。資料のほうはナンバー 2-1 というものをご覧ください。まず、視察の目的ですが、県外の耕作放棄地解消、農地の集積・集約、農業新規参入者の確保・育成に力を入れている農家、企業、もしくは長野市と類似した規模の県外市町村から先進的な活動を視察することで長野市農業委員会の活動の参考とし、効果的な業務遂行を目指すものでございます。

今年度の概要ですが、期日については 10 月 5 日、6 日の 1 泊 2 日です。5 月の総会で実施時期の延期をご決定いただいたところですが、視察の受け入れ先との調整の関係でこの日に行いたいと考えております。視察の候補地ですが、資料は 1 枚おめくりいただき、ナンバー 2-3 というものをご覧ください。いずれも静岡県内の 4 カ所について提案させていただきます。

まず、浜松市の三ヶ日町農業協同組合です。こちらは平成 18 年度から独自に農地銀行に取り組んでおられます。農地中間管理事業等を活用した農地の集積や園地の基盤整理事業に積極的に取り組み、農作業の機械化・省力化及び高品質・高単価な果実生産を実現しており、参考になると思います。また、昨年新設した、人工知能の機能を搭載した柑橘選果場を視察したいと思っております。

次に、浜松市農業委員会です。長野市の農業委員会は今年が任期最終年ですので、他市の組織体制や活動状況を視察することで新たな体制に引き継ぐにあたり参考になると思います、提案させていただきます。また、農地銀行に取り組む三ヶ日町農業協同組合との関連についてもお話をお聞きしたいと思います。

次に、藤枝市にあります藤枝市農業委員会ですが、こちらは自給自足や生きがいを目的として耕作する方や、就農を目指す方を対象に、ふじえだゼロから農業エントリー制度、を創設し、特定の区域の農地に対して 10 アール以下の使用貸借権の設定を可能としておりまして、遊休農地の発生防止の解消及び新規就農の促進を図っている、ということで参考になると思います。

次に、島田市にある KADODE OOIGAWA ですが、こちらは大井川流域の農作物を集めた、静岡県内最大規模の体験型フードパークで、農業や緑茶を身近に感じられるような、さまざまな体験型のイベントやワークショップを開催するなど、農業と観光を結び付け、新たな地域活性化や元気な産地づくりを目指した施設となります。

食事場所と宿泊場所につきましては、今後、契約する旅行会社と調整させていただきたいと思います。日程につきましては、最後のページ、資料ナンバー2-4のほうに載せております。こちら、静岡ということで、出発が現在の予定で朝7時半。帰ってくるのが 19 時半ごろになりますが、よろしくお願ひします。

その他としまして、新型コロナウイルスの感染状況による実施の可否についてですが、キャンセル料が発生する場合がございますので、9月上旬には最終判断を行うということになります。以上になりますがよろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、県外視察研修についての案を提案いただきました。この内容につきまして、皆さんの発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。非常に微妙なコロナ禍で判断は難しいですけども。事務局から説明ありましたように9月の中旬には一定の方向を示していかなくてはならない、やるやらないを含めてですね。この内容で基本的にはよろしいですかね。

岡村地区調査会長 　これ、例えばやらないときには、例えば日帰りで行って来るとか、そういうことは。

議 長 　事務局コメントあればお願いします。例えば、内容について変更するのは可能なのか。

岡村地区調査会長 　例えば、年明けてから。

笠井事務局長補佐 　どうしても、先方、相手方あつての研修となりますので、そ

のときできるかどうか、そこで判断をしなければいけなくなるかと思います。ですので、県外視察につきましては中止というように形になってしまうかと思っております。

岡村地区調査会長 県外じゃなくても、県内でもそういう計画はないわけですね。

駒村主査 県内の視察研修につきましては、事業計画では11月に実施の予定でございまして、これから計画のほうをしていきます。

岡村地区調査会長 それは分かっていますが、県外へ行く代わりに、もしできなかったらという。これで皆さん終わりですから。

笠井事務局長補佐 それも先方あっての話になりますので、急遽というわけにはいかないかと思っております。

岡村地区調査会長 え？

笠井事務局長補佐 急遽、じゃあこれができなくなった、9月の中旬にできなくなった。じゃあ10月の頭に別口でやろうか……。

岡村地区調査会長 すぐにはできないけど、年明けてからとか。

笠井事務局長補佐 すみません。

議長 長 よろしいですか。そういう、ちょっと環境的に厳しいからね。ある面で事務局も綱渡りでね。

岡村地区調査会長 それも分かりますし。ただわれわれも非常に、去年も一昨年もなかったわけだし。今年もないわけだし。これで終わりのわけですから。ということで、意味合いを含めて言ったわけです。

議長 長 涙出るほど分かります。全ての団体さんが今そういう状況に置かれてるというのも。早く静まることを願わざるを得ない。他にいかがですか。行けるとしたら、この内容をベースに、これからさらに詰めていくということでもあります。それでは一応、確認をしたいと思えます。県外視察研修の案につきまして、この内容で検討進めるということでよろしい方は挙手お願いします。

【挙手多数】

議長 長 全員一致じゃないんですけども、多数と見て、この議案については決定をいたしました。よろしくをお願いします。

以上で本日本日予定しておりました議事につきましては終了しましたが、皆さんのほうで、みんな議論する議案等々ございましたらご発言をお願いします。特によろしいですかね。それではご協力いただきましてありがとうございます。本日本日予定をいたしました協議事項全て終了いたしました。これで議長を退任させていただきます。ありがとうございます。

曾根会長代理 お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となります。次に8の、その他に移ります。事務局から。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井でございます。次第の所にあります一番下、今

後の日程でございますが、次回の第31回総会につきましては、令和4年8月31日の水曜日、午後1時30分から3時30分の予定で、会場は今日と同じこちらのほうを予定しております。お忙しい時期ですけれどもよろしくお願いいいたします。

続きまして裏面をお開きください。2番には、令和4年8月の地区調査会及び農家相談会等の一覧表となっております。その下の真ん中、3番の、今後の会議等日程一覧でございますが、こちらの2番の所をご覧ください。北信五市農業委員会研修会、こちらのほう、地区調査会等で皆さまにご案内差し上げたところなんですけども、昨日、長野県のコロナレベルが5になってしまいました。大変残念ではございますが、今の長野市の急増している状況等も鑑みまして中止と判断させていただきましたので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

続きまして、3番の第31回の総会。その下、一番最後になりますが、6番は、第32回の総会につきましては、9月30日の金曜日、午後1時半から午後3時30分。こちらの会場で開催する予定ですので、ご予約のほど、よろしくお願いいいたします。

続きまして、本日配りました資料の説明をさせていただきたいかと思えます。まず、長野市農業委員会委員選考委員会の委員が決定しましたので、こちらのほう、委員名簿ということで、今回お配りさせていただきました。団体推薦、それと公募によります8名の方で構成されましたのでよろしくお願いいいたします。

最後になりますが、こちら厚手の紙ですね。事業所等における新型コロナウイルス感染防止対策への協力ということです。本日も会長、事務局長よりお話もありましたが、コロナウイルスの感染防止対策としまして、長野市長から委員の皆さまに通知が出ておりますので、また時間があるときに見ていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理

ありがとうございました。皆さんから何かありましたら。よろしいですか。じゃあ以上で第30回の総会を終了といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。